

とうじょうこう 投資条項(国鉄の) (英) clause for investment in external enterprise (独) Die Klausel für die Investierung an den aussern Unternehmung

現行日本国有鉄道法第6条は、投資条項と呼ばれ、国鉄の投資しうる事業の範囲および投資の手段を定めたものである。

投資条項は、昭和34年に新設され、その後昭和37年の改正により、具体的投資対象は同条第2項により日本国有鉄道法施行令に譲られ、昭和40・5には、投資条項による投資として現物出資をすることが認められるようになった。

現在同施行令によれば、大規模な臨海工業地域において主として貨物運送を行なう地方鉄道で、新たに建設または延長されるもの、自動車ターミナル事業、国鉄の停車場およびその付近に設置される施設により国鉄の運送にかかる物品を主として保管する倉庫業、および国鉄の委託を受けて国鉄の乗車券類の発売を行なう事業の4種が国鉄の投資しうる事業となっている。

〔日本国有鉄道法〕(昭和23年法律第256号)

(投資)

第6条 日本国有鉄道は、他の法律に定めるものを除くの外、その業務の運営に必要な場合には、運輸大臣の認可を受けて、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行なう事業、日本国有鉄道の運送事業と直通運輸を行なう運送事業その他これらに準ずる日本国有鉄道の運送事業と密接に関連する運輸に関する事業に投資することができる。

2 日本国有鉄道は、その業務の運営に特に必要がある場合に限り、前項の規定による投資として現物出資をすることができる。

3 第1項の規定による投資は、前項の規定によるものを除き、予算で定めるところによりしなければならない。

4 第1項の規定により日本国有鉄道が投資することができる事業の範囲は、政令で定める。

〔日本国有鉄道法施行令〕(昭和24年政令第113号)

(投資の対象)

第1条 日本国有鉄道法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により日本国有鉄道が投資することができる事業は、次のとおりとする。

1 大規模な臨海工業地域における運送を行なう地方鉄道(主として旅客の運送を目的とすると認められるものを除く。)であって、日本国有鉄道の鉄道事業と直通運輸を行なうものの運営を行なう事業(新たに当該地方鉄道の建設又は路線の延長の工事を行なうものに限る。)

2 日本国有鉄道の自動車運送事業及び他の自動車運送事業がともに使用する一般自動車ターミナルの運営を行なう事業

3 日本国有鉄道のする運送に係る物品を主として保管する倉庫業(当該営業に使用する倉庫を日本国有鉄道の停車場又はその附近に設置するものに限る。)

4 日本国有鉄道の委託を受けて日本国有鉄道の乗車券類の発売を行なう事業

以上記した投資条項および政令に基づき、現在までに臨海鉄道としては、京葉臨海工業地帯に*京葉臨海鉄道株式会社、塩浜臨海工業地帯に*神奈川臨海鉄道株式会社、名古屋東南部臨海工業地帯に名古屋臨海鉄道株式会社が設立され既に営業を開始している。

第2項のバス・ターミナルとしては、株式会社広島バス・センター、株式会社福岡交通センターおよび草津温泉バス・ターミナル株式会社が設立されている。このうち広島バス・センターは、昭和32年に営業を開始しており、国鉄は昭和35年に投

資条項に基づく投資第1号として出資を行なった。

また、国鉄の乗車券類の発売を行なう事業としては、株式会社日本交通公社が設立された。これは財団法人日本交通公社が改組されたものである。(北川正章)

とうじょうさいいんかい 投資調査委員会 常務会に提出される議案のうち、主として投資に関する事項について事前に調査審議し、その問題点の抽出を行なうために、昭和35・11、常務会のもとに置かれた委員会である。

国鉄における経営上の重要議案は、すべて理事会・常務会において審議されることになっているが、理事会・常務会では限られた時間内に多数の重要案件を処理しなければならないため、特に投資に関する議案のように技術的、専門的見地から検討し、一般予算、全体工事との関連等を考慮する必要があるものについて、十分時間をかけて慎重に審議しえない実情にあった。それでこのような投資に関する議案を事前に十分調査し、問題点を抽出、整理したうえで役員会議に提出するための機関として、この委員会が生まれたわけである。

委員会の構成は、総裁室長を委員長とし、委員には審議室長をはじめ、安全企画室長、職員局長、経理局長、営業局長、運輸局長、建設局長、施設局長、電気局長、工作局長、踏切保安部長、総裁の命ずる副技師長をあて、その他の部局の長も議案に応じて委員となる。また、幹事には、総裁室文書課長、総裁の命ずる総裁室および審議室の調査役、経理局主計課長が当たる。この委員会は、昭和40・6・1*業務運営会議の設置に伴い廃止された。(宮坂正直)

どうじはつばい 同時発売(乗車券類の) 旅客の乗車船に2以上の乗車券類を必要とする場合に、営業上の理由から、その乗車船に必要とする乗車券類の全部または一部について、これを同時に購求しなければ発売をしないという発売方法をとることがあり、このような発売方法を乗車券類の同時発売と称しているが、現在は、乗車券類の同時発売を次によって実施している。

(1) 指定乗車券類と一般の乗車券類との同時発売

旅客が指定制の座席または寝台を利用する場合は、一般の乗車券類のほか、特別急行券・座席指定券・特別座席券・寝台券等の指定乗車券類を必要とするが、指定乗車券類に対する需要が供給を大きく上回っているような場合は、指定乗車券類について見込み買い、ダフ屋の買占め等が行なわれるとともに、不乗等の増加による営業上の損失の増大という事態が発生するので、これが防止策の一つとして、指定乗車券類と一般の乗車券類の同時発売を実施することがある。指定乗車券類と一般の乗車券類との同時発売については、種々の取扱方が考えられるが、現在は次によっている。

ア 指定乗車券類は、その乗車船に必要とする乗車券類(団体乗車券および貸切乗車券を除く。)と同時に購求する場合に限って発売(同時発売)する。ただし、旅客が既に所要の乗車券類を購求している場合は、その乗車券類の呈示を求め、これを確認のうえ指定乗車券類を発売(確認発売)する。

(注) 同時発売と確認発売を関連発売と総称している。

イ 同時発売または確認発売を行なう場合は、その証として、乗車券の裏面に次によって表示する。ただし、乗車券と指定乗車券類との連続した様式のものを使用して発売する場合、または当刻列車等の出発時刻の2時間前以後に指定乗車券類を発売する場合は、その表示を省略できる。

ウ 特別急行列車の普通座席に対する特別急行券を発売するとき ㊦